

3 会議録確認

- 2月7日開催の定例教育委員会および3月17日開催の臨時教育委員会に係る会議録について、適正に記録されていることを確認し、承認された。

4 議 事（議案：公開）

- 教育長から、第67号議案「令和元年度滋賀県一般会計補正予算（第9号）のうち教育委員会所管の予算案に関する知事への意見に係る臨時代理の承認について」、事務局に説明を求め、事務局から資料に基づき説明があった。

- 主な質疑・意見

- 特になし

- 教育長から、第67号議案について採決する旨の発言があり、全員一致で、原案どおり可決された。

- 教育長から、第68号議案「滋賀県教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任する規則の一部改正について」、第69号議案「滋賀県教育委員会表彰規則の一部改正について」、第70号議案「滋賀県教育財産管理規則の一部改正について」、第71号議案「滋賀県立青少年宿泊研修所の設置および管理に関する条例施行規則等の廃止について」、第72号議案「滋賀県教育委員会事務局非常警備規程の一部改正について」および第94号議案「滋賀県同和教育推進本部設置規程の一部改正について」の6議案について、事務局に一括して説明を求め、事務局から資料に基づき説明があった。

- 主な質疑・意見

- 特になし

的で特別な事象が生じた場合、1月について100時未満等の規定が適用される。

- 岡崎委員 企業では36協定が適用され、労働基準監督署に、あらかじめ360時間適用の者か720時間適用の者かを区分して年度当初に届け出るが、教職員の業務量はそれとは違う運用なのか。
- 教職課長 教育職員一律の規定であるので、届出等の手続きは定めていない。
- 土井委員 対象はどういった方か。
- 岸田課長 県立学校の管理職を含む教育職員である。
- 教育長から、第85号議案について採決する旨の発言があり、全員一致で、原案どおり可決された。
- 教育長から、第91号議案「滋賀県立学校の校舎、課程、部および学科等の設置等に関する規則の一部改正について」、事務局に説明を求め、事務局から資料に基づき説明があった。
- 主な質疑・意見
- 特になし
- 教育長から、第91号議案について採決する旨の発言があり、全員一致で、原案どおり可決された。
- 教育長から、第92号議案「滋賀県立高等学校在り方検討委員会規則の制定について」、事務局に説明を求め、事務局から資料に基づき説明があった。
- 主な質疑・意見
- 土井委員 臨時委員は委員と同じ立場で、職務を行うの

か。

- 高校再編室長 そのとおりである。

- 岡崎委員 臨時委員も含めて 20 人以内か。

- 高校再編室長 臨時委員は、附属機関設置条例に規定される
20 人とは別である。

- 教育長から、第 92 号議案について採決する旨の発言があり、全員一致
で、原案どおり可決された。

- 教育長から、第 95 号議案「滋賀県学校運営協議会規則の一部改正につ
いて」、事務局に説明を求め、事務局から資料に基づき説明があった。

- 主な質疑・意見

- 特になし

- 教育長から、第 95 号議案について採決する旨の発言があり、全員一致
で、原案どおり可決された。

- 教育長から、第 97 号議案「滋賀県文化財保存活用大綱の策定につい
て」、事務局に説明を求め、事務局から資料に基づき説明があった。

- 主な質疑・意見

- 土井委員 大綱策定後の施策は知事部局で行うのか。

- 文化財保護課長 知事部局に移管し、そちらで進める。

- 土井委員 是非しっかり実施していただくようお願いし
たい。

- 教育長から、第 97 号議案について採決する旨の発言があり、全員一致
で、原案どおり可決された。

5 報 告（公開）

- 教育長から、報告事項ア「学校における働き方改革取組計画」の改定について、事務局に説明を求め、事務局から資料に基づき説明があった。
- 主な質疑・意見
 - 岡崎委員 重点項目2のうち、総合教育会議でも学校現場から声があった配布物については、いろいろな機関が関わるが、要請して協力が得られるのか。
 - 教職員課長 学校には年間100件ほどの依頼があり、そこに要請する。その中には県庁からのものも含まれるので、協力を求めている。
文部科学大臣からも要請されており、県教育委員会においても協力をいただけるよう要請していく。
 - 岡崎委員 是非よろしくお願ひしたい。
数値目標について10月実績で報告されたが、それ以外のサンプルは調査実施していないのか。
 - 教職員課長 県立学校は平成25年から毎月調査しているが、市町は毎月の把握を昨年度から始めたところであり、比較できるのは10月だけである。
 - 岡崎委員 今後はできるということか。
 - 教職員課長 可能である。
 - 岡崎委員 10月は忙しい時期なのか。
 - 教職員課長 国が行う教員勤務実態調査も、10月頃をサンプルにしており、教員の平均的な働き具合がこの

- 教育長 琵琶湖文化館の資料はデジタル化してあるのではないのか。
- 文化財保護課主幹 一定のデジタル化はできているが、高精度には至っておらず、簡便な対応となっている。
- 教育長 河内屋資料はどのようにして発見されたのか。大綱では文化財を調査、登録してしっかり残すこととしている。
- 文化財保護課主幹 住宅開発に伴い所有者が移転してきたのだが、文化庁が直接把握したものと聞いている。
- 教育長 文化庁の収集能力が高いということか。
- 文化財保護課主幹 文化庁には長年専門的に研究している調査官がいる。
- 教育長から、追加の報告事項として、「新型コロナウイルス感染症対策について」、事務局に説明を求め、事務局から資料に基づき説明があった。
- 主な質疑・意見
- 教育長 国のガイドラインが来たので、県教育委員会では、基本は4月8日の新学期から、ガイドラインに沿って対策をしっかりとした上で県立学校を再開することとし、市町教育委員会にも伝え、市町での再開についても検討いただきたいと考えている。
- 土井委員 学校では、近距離の会話や、手の届く距離に集まらないといったことを制限するのは難しい。残りは換気をするのだが、効果はあるのか。

- 保健体育課長

特に更衣室等の狭い場所で大勢が着替えることが危ないと聞いており、教室の換気は有効である。近距離での会話については、マスクをする。教員は、教室でマスクをすることが感染防止に効果がある。多くの人が手の届く距離に集まらないように配慮することは、県立学校では難しい。

文部科学省のガイドラインが、具体的に県立学校に指針として出してよいものかも含めて検討している。
- 教育長

学校では近距離の会話を避けることは難しいので、できるだけマスクをするように子どもたちを指導するというのがガイドラインの趣旨である。人の密度も限界があるのが現実である。
- 岡崎委員

大変難しい対応になると思う。このためのマスクや消毒の調達が困難だと思う。とりあえず備蓄などで対応していただきたい。

万が一感染が発生した場合、いじめの元になるような差別的なことが起きないようにすることが重要である。保護者がきちんとマスクをして指導するとともに、心のケアが行き届くように徹底していただきたい。
- 教育長

マスクは、医療機関や福祉施設の方は国や県が一定買い上げて調達しているが、一般家庭の方の分がない。そうした家庭ではどうすべきか、知事とも協議しているが、課題である。マスクがない場合でも咳エチケットを徹底する必要がある。

特別支援学校や学級に通う子どもたちについても、従来以上に配慮しながら対応する必要がある。

本県では、最近2例では帰国者が感染しており、クラスターは認められていない。だからといって安心と言えるわけではないが、感染が拡大している地域ではないというのが健康医療福祉部

の見解である。

県教育委員会としてはこうした対策をしっかりと行い、4月8日から学校再開の取組を進めさせていきたい。

6 議 事（議案：非公開）

- 第 93 号議案について、原案どおり可決された。
- 教育長から、第 96 号議案「滋賀県スポーツ推進審議会条例に基づく委員の任免に関する知事への意見について」、事務局に説明を求め、事務局から資料に基づき説明があった。
- 主な質疑・意見
 - 岡崎委員 生涯スポーツ分野の委員のところに、報道機関分野を入れた理由は何か。
 - 保健体育課長 今後、広報の充実を図らなければならないことから、広報の視点から幅広い意見を期待して選任したと聞いている。
 - 野村委員 スポーツ推進員は地域で活躍していることから、できるだけ入っていただきたい。
 - 保健体育課長 公募委員の中に地域スポーツ振興に携わっている方がおられるので、幅広い意見を期待している。
- 教育長から、第 96 号議案について採決する旨の発言があり、全員一致で、原案どおり可決された。

7 閉会

- 教育長から、本日の議事が全て終了した旨の発言があり、閉会の宣言があった。